

「食料品が消費税法上非課税になったらどうなるか。」

消費税を12%にするかわりに、食料品を非課税にしたらどうなるのでしょうか。

まず、非課税とすべき食料品の範囲を決めなければなりません。

レストランの食事、居酒屋での食事、マクドナルドでの食事、マクドナルドでのテイクアウト、コンビニでのハンバーガー、コロッケパン、サンドイッチ、その他菓子パン、チョコレート等のお菓子、饅頭、ケーキ、サプリメント、カップ味噌汁、カップラーメン等、コンビニ弁当、お惣菜、生鮮食料品、どのあたりで非課税にするのでしょうか。生鮮食料品だけに限れば、日常生活での恩恵はほんの僅かになってしまいます。なかなか定義するのも難しそうです。

非課税とは、業者が販売する際、消費税を付けないで売却することを言いますが、消費税法上は、非課税売上げに対応する仕入れに係る消費税も控除しないことになっています。つまり、非課税物品になるということは、消費税法独特の前段階控除方式でなくなることを意味します。仕入れに消費税等が付いていたら、その分は仕入価格となりますから、その分価格転嫁、値上げしなければなりません。

現在、社会政策的に非課税とされているものは、社会診療報酬、介護、学校教育、住宅家賃等で、それらは用途としては非常にシンプルです。

食料品は違います。先ほど例示したように、

実に様々な場面で使われることとなります。多段階で課税になったり、非課税になったりすると前段階控除方式が混乱して機能しなくなり、非課税物品のほうが値段が高くなり、消費税の税収も増えてしまう可能性もあります。

結局、食料品を非課税にしようとしたら、最終段階、スーパーマーケット等で販売されるときに食料品を非課税扱いすることになるでしょう。「食料品だから非課税にする」のではなく、「何処何処で販売される食料品だから非課税にする」ことになるでしょう。

前述しましたように、スーパーマーケットは非課税として売る分、仕入れに付いている消費税分を値上げしなければなりません。業者から仕入れないで、スーパー等で食材を仕入れて料理を作るお店は、仕入れが高くなりますので、値上げが必要となります。

実は、非課税と言う仕組みは、私たち専門家にとって複雑で厄介な制度です。

私は、軽減税率というやりの方がシンプルで矛盾が少ないと思っています。なぜなら、軽減税率を使えば、前段階控除方式という消費税の長所をそのまま残すことができるからです。

もし政府が、「食料品を非課税にする制度にしないで軽減税率制度にしたい」と言ったら、有識者を名乗る人達は、「けちだ。いっそ非課税にすればよいのに」とはなじらないで、軽減税率を限りなく下げることが主張して欲しいと思います。